

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	波多地区 (波多集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地アンケート調査によると、地域内の農業者の平均年齢は68.6歳であり、町平均の70.1歳と比べると低くなっている。地域内で後継者のめどが概ね立っているものの、多くの農業者が自家消費が主となる経営規模であり、大規模農家(2名)が辞めたら一気に廃れていく恐れがある。地域内の農地15haのうち、水稲の作付が6ha(うち2haを1名で作付)で、残りは牧草や維持管理のみとなっているが、耕作放棄地はほとんどない。水路や畦の補修ができず、畦の管理は委託しているところもある。獣害対策を維持していくことが難しい現状。

(2) 地域における農業の将来の在り方

機械の共同化、オペレーターの派遣等により、地域全体で農地を守っていく。地域おこし協力隊などの制度を活用し、農地の活用方法(水稲以外)をともに検討していく。水稲の栽培が難しくなった場合の農地活用として、果樹(ブドウなど)、オウレンを検討する。作付けしやすい下手側の農地は、優先的に残していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字波多(波多集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
あえて集積はせずに、機械の共同化などにより、個々が農地を守るという意識を共有していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
上手側の管理が難しい農地をバンクに登録していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路・畦の補修(条件を緩くしてもらう)を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域おこし協力隊などの制度の活用により、新たな担い手確保の策を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる事業者があれば、検討する。

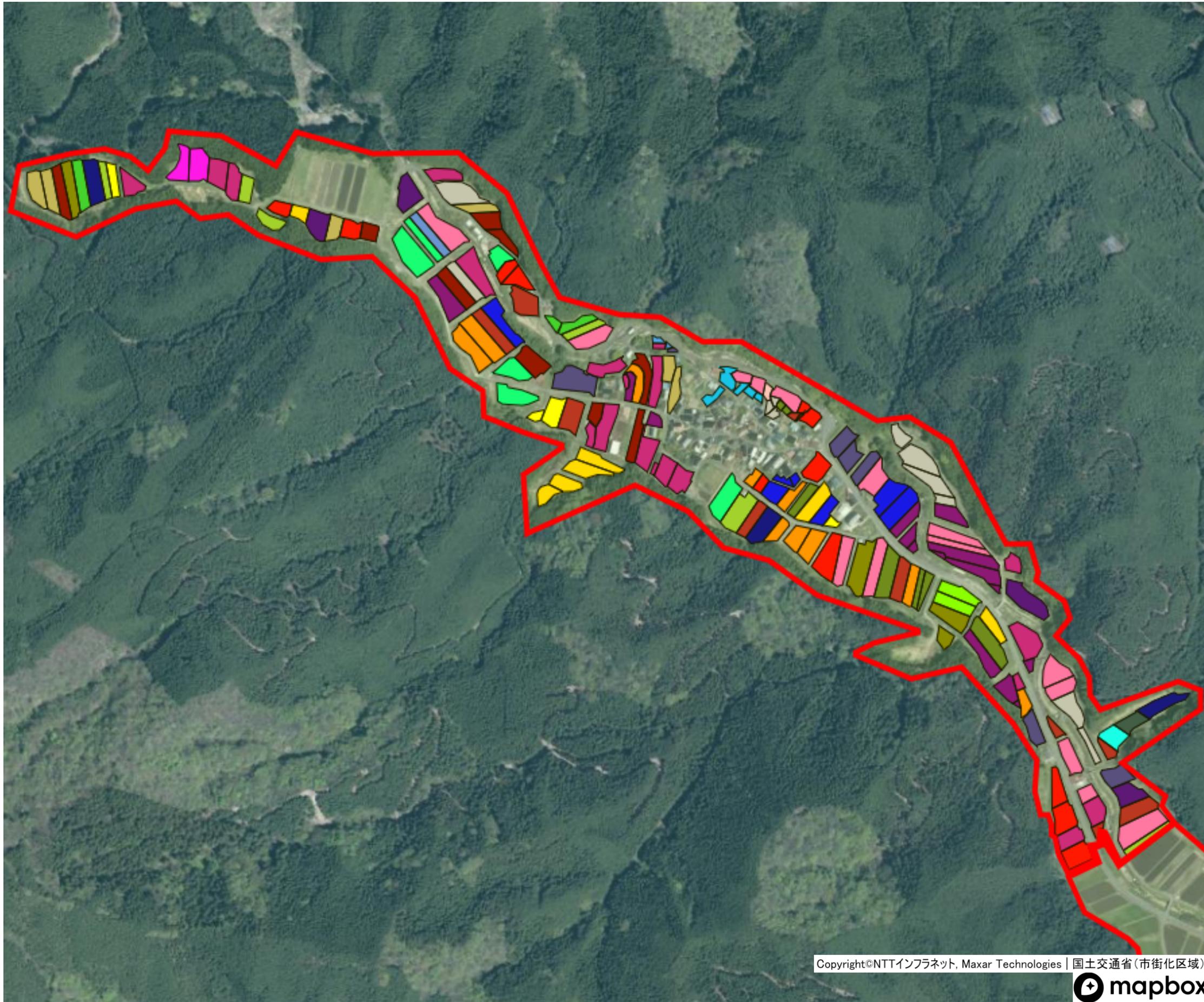
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

波多地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q
- R
- S
- T
- U
- V
- W
- X
- Y
- Z
- AA
- AB